

令和7年度 読谷村がん患者アピアランスケア助成金 Q&A

No.	質問	要旨	回答
1	どのような疾病が対象となるか。	(対象疾病の種類)	<p>がん登録等の推進に関する法律施行令(平成27年政令第323号)第1条に掲げられた次の疾病が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 悪性新生物及び上皮内がん</li> <li>2. 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍(1. に該当するものを除く。)</li> <li>3. 卵巣腫瘍(次に掲げるものに限る。)</li> <li>(1)境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍</li> <li>(2)境界悪性漿液性のう胞腺腫</li> <li>(3)境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍</li> <li>(4)境界悪性乳頭状のう胞腺腫</li> <li>(5)境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫</li> <li>(6)境界悪性粘液性のう胞腫瘍</li> <li>(7)境界悪性明細胞のう胞腫瘍</li> <li>4. 消化管間質腫瘍(1. に該当するものを除く。)</li> </ol>
2	対象用具は、1人1つか。複数購入した場合はどうなるか。	(対象用具の個数)	<p>購入される個数は問いませんので、同じ目的の用具を複数購入されたものをまとめて1回で申請することは可能です。ただし、申請できるのは用具の種類ごとに1人1回、上限額2万円の助成となります。</p>
3	今回助成を受けた後に、再発や転移で別の種類の補整具が必要となった場合、再度申請できるのか。	(再助成の申請)	<p>用具の種類ごとに1回のみ申請となるため、同じ種類の用具について再度助成を受けることはできません。患者さんお一人につき、各用具1回(ウィッグ、乳房補整具(右)、乳房補整具(左))の申請ができるということです。</p>
4	助成対象者に年齢制限はあるか。申請は女性限定か。	(年齢・性別制限)	<p>助成対象となる方の年齢、性別の制限はありません。ただし、未成年者が対象となる場合は、法定代理人(親権者、未成年後見人)が申請者となります。</p>
5	がん治療を受けている(過去に受けていた)ことを証明する書類とは何か。	(申請に必要な書類)	<p>診療明細書、治療方針・入院・診療計画書、医療行為にかかる同意書など、がん治療を受けている(受けていた)ことが確認できる書類が該当します。</p>
6	過去にがん治療を受けたが、現在は受けていない。助成の対象となるか。	(現在治療を受けていない)	<p>治療を受けた時期は問いません。現在、治療に伴う外見の変化があり、補整具を購入した時期が助成対象期間にあること、かつ、過去にがん治療を受けたことが確認できる書類を提出いただければ、助成の対象となります。</p>

令和7年度 読谷村がん患者アピアランスケア助成金 Q&A

No.	質問	要旨	回答
7	がん治療を受けている(過去に受けていた)ことを証明する書類が手元にない。どうしたらよいか。	(申請に必要な書類)	治療を受けられた医療機関から証明書を発行してもらうなど、「がん治療を受けた」こと、及び「がん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形」の2点を確認できる書類を提出してください。なお、医療機関から証明書を発行してもらう費用(文書作成料など)は助成の対象外となります。
8	過去に購入した用具だが助成の対象となるか。	(申請可能期間)	原則として助成を受ける年度内(4月1日～翌年3月末)に購入された用具が助成の対象となります。ただし、年度末(1月～3月)に購入された場合は、購入日の翌日から起算して90日以内であれば助成の対象とします。
9	助成年度に用具を購入したものの、購入時点では別の自治体に住んでいた。助成対象になるか。	(用具購入の場所)	対象となります。申請日時点で、申請を行う読谷村に住所を有する方が助成の対象となります。
10	用具を購入後、対象者が亡くなったが申請できるか。	(申請者死亡の場合)	対象者が亡くなった後に申請することはできません。申請時点で存命であり、がん治療による外見の変化を補完する補整具を必要としている方が対象です。
11	申請時、読谷村に実態として住んでいるが、住所は別にある。助成の対象となるか。	(居住実態のみの場合)	対象となりません。申請日時点で読谷村に住民票がある方が助成の対象となります。
12	代理人による申請は可能か。	(代理申請)	助成対象者が未成年の場合は法定代理人が申請してください。また、申請者が成人の場合は、成年被後見人である場合に限り、法定代理人による申請が可能です。
13	対象となるウィッグとは何か。	(ウィッグの種類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん治療に伴う脱毛に対応するために、一時的に装着するウィッグ(かつら)(全頭用、部分用どちらも可。医療用(JIS規格適合品)でなくても可)。</li> <li>・ウィッグ装着に必要な頭皮保護用のネットは、ウィッグとともに申請をする場合は助成の対象となります。</li> <li>・かつら以外の帽子(ケア帽子、毛付き帽子等)は、脱毛に対応するための頭髪補整が目的であると認められる場合は、助成の対象となります。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィッグのレンタル費用は助成の対象外です。</li> <li>・ウィッグの自作に要する費用は助成の対象外です。</li> </ul>

令和7年度 読谷村がん患者アピアランスケア助成金 Q&A

No.	質問	要旨	回答
16	対象となる胸部補整具とは何か。	(乳房補整具の種類)	・胸部のがん術後の欠損部分を補完する目的の補正下着(補整パッドと下着が一体になったもの)や補整パッド、人工乳房(肌に密着させて使うもの)が対象となります。 ・補整パッド又は人工乳房を固定するために購入した下着(市販されている一般的な下着を含む)は、補整パッド又は人工乳房とともに申請をする場合は助成の対象となります。
17	専用入浴着(バスタイムカバー)や胸帯(サージカルケアブラ)は対象となるか。	(乳房補整具の種類)	専用入浴着(バスタイムカバー)や胸帯(サージカルケアブラ)は、手術部の保護等を目的とし、胸部のがん術後の欠損部分を補完するものではないため、助成の対象となりません。
18	胸部以外の部位に使用するエビテーゼ等は助成対象か。	(胸部用以外の補整具)	外科治療等による乳房の形の変化に対応するための胸部補正具ではないため、助成の対象となりません。
19	両側乳がんの場合の助成額はいくらになるか。	(両側乳がんの場合)	両側の乳房を切除した方が左右それぞれの乳房補整具を購入し、それらにつき申請した場合は、左右合計で上限額4万円の助成が受けられます。
20	消費税分は助成対象になるか。	(消費税分)	本体価格+消費税額が助成の対象となります。
21	ポイントやクーポンで支払った金額は対象となるか。	(ポイント等利用分)	対象となりません。購入金額からポイントやクーポン利用分を差し引いた実際の支払い額が助成対象となります。
22	購入に要した送料や手数料は助成の対象か。	(送料等)	対象となりません。
23	領収書は原本でなくてもよいのか。	(領収書)	コピーは不可です。原本を提出してください。
24	領収書がないがレシートだけでよいのか。	(領収書)	・購入店に領収書の再発行を依頼してください。 ・領収書の発行が難しい場合は、支払い金額が確認できるもの(レシート、クレジットカード利用明細書)に加え、下記の①から④の全ての項目が確認できる書類(購入明細書、納品書等)を提出してください。 ①宛名 ②購入日 ③購入品の内訳 ④領収書発行者の名称及び住所

令和7年度 読谷村がん患者アピアランスケア助成金 Q&A

No.	質問	要旨	回答
25	領収書に氏名の記入がない(又は対象者の氏名でない)がどうしたらよいか。	(領収書)	追加書類として、申立書を作成し、「この領収書は、私が購入したウィッグ(又は乳房補整具)のもので間違いありません」等の内容を自筆で記入して提出してください。
26	領収書に品名が記載されていないがどうしたらよいか。	(領収書)	<ul style="list-style-type: none"><li>・購入店に品名が記載された領収書の再発行を依頼してください。</li><li>・領収書の発行が難しい場合は、購入した品名が確認できる書類(購入明細書、納品書等)を併せて提出ください。</li></ul>